

# 議会運営委員会日程

平成27年9月2日（水）  
午前10時 502会議室

日程第1 意見書案について

(1) 意見書案第15号 安全保障関連法案の廃案を求める意見書

日程第2 9月3日（木）の本会議の運営について

【別紙「9月3日（木）の本会議の議事要領」による】

日程第3 今後の議会改革等の検討課題について

日程第4 その他

意見書案第15号

安全保障関連法案の廃案を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成27年9月1日

川崎市議会議長 石田康博 様

提出者 川崎市議会議員 織田勝久

〃 山田益男

〃 岩隈千尋

〃 市古映美

〃 石田和子

〃 佐野仁昭

## 安全保障関連法案の廃案を求める意見書

7月16日の衆議院本会議において、安全保障関連法案が強行採決され、現在参議院で審議が行われている。

本法案は、集団的自衛権の行使を容認し、後方支援などの曖昧な定義を掲げて自衛隊を海外に派遣して、他国の軍隊の武力行使を支援する活動等をも認めるものであり、これまで禁じられていた集団的自衛権行使と武力行使を可能にする、まさに憲法9条を根底から覆しかねない内容となっている。

参議院の審議においても、集団的自衛権行使を認める要件が曖昧で歯止めにならないなどの様々な問題に対して政府は説得力のある説明を果たす答弁をしていないにもかかわらず、大幅な会期延長を行い、今国会での成立を強行しようとしている。

本法案をめぐっては、6月4日の衆議院憲法審査会に参考人として招致された憲法学者3名の全員が集団的自衛権の行使を憲法違反とする見解を述べるなど、多数の憲法学者が憲法違反と判断し、多くの文化人、著名人等も反対を訴えている。

また、6月から7月にかけて行われた各報道機関の本法案に対する世論調査の大半が反対多数という結果となるなど、本法案に反対する声は国民の間に急速に広がっている。

国会前では、毎週大勢の学生や市民団体が廃案を求めて声を上げ、その流れは川崎市を含む全国各地に広がり、様々な団体・市民が本法案の廃案を求める集会を行っている。

本法案は、戦後70年間維持してきた平和国家としての日本のあり方を根本から変えてしまう内容であり、国会での徹底審議を避け、法案成立を強行しようとする政府の姿勢は断じて許すことはできない。

よって、国におかれては、立憲主義を尊重する立場に立ち多くの国民の声に耳を傾け、安全保障関連法案を廃案とされるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 宛て

総務大臣

法務大臣

## 9月3日（木）の本会議の議事要領

### ○諸報告

川崎市子どもを虐待から守る条例第21条に基づく平成26年度の年次報告書の提出があったことの報告

新任の理事説明員（第3回定例会で同意し選任された植村京子監査委員）の紹介

### 1

日程第1 分割議決議案1件を上程

議案第125号 川崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

(1) 委員長報告（日程第1の議案1件）

市民委員長からの報告

～ 委員長報告に対する質疑 ～

(2) 討 論

(3) 採 決

議案第125号を起立により採決

### 2

日程第2 意見書案1件を上程

意見書案第15号 安全保障関連法案の廃案を求める意見書

[上程、提案説明、自席質疑、討論ののち、直ちに起立により採決]

平成27年第4回川崎市議会定例会  
議事日程第2号

平成27年9月3日(木)  
午前10時 開 議

第 1

議案第125号 川崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

第 2

意見書案第15号 安全保障関連法案の廃案を求める意見書

平成27年9月1日

川崎市議会議長

石田康博様

市民委員長

橋本勝

市民委員会審査報告書（議案）

本委員会に付託された下記の議案を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

議案第125号 川崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

（原案可決）



## 川崎市議会議会改革検討委員会の設置について（案）

### （設置）

- 1 川崎市議会会議規則（昭和31年川崎市議会規則第1号）第131条第2項の規定に基づき、次のとおり協議等の場を臨時に設置する。

### （名称）

- 2 前項の協議等の場の名称は、川崎市議会議会改革検討委員会（以下「検討委員会」という。）とする。

### （目的）

- 3 検討委員会は、議会改革に関する諸事項について協議又は調整を行う。

### （構成員）

- 4 検討委員会は、会派から選出された議員により構成する。

### （招集権者）

- 5 検討委員会は、委員長が招集する。

### （設置期間）

- 6 検討委員会の設置期間は、議員任期満了の日までとする。

## 川崎市議会議会改革検討委員会運営要綱（案）

### （趣旨）

第1条 この要綱は、川崎市議会会議規則（昭和31年川崎市議会規則第1号）第131条第4項の規定に基づき、川崎市議会議会改革検討委員会（以下「検討委員会」という。）の運営その他必要な事項を定めるものとする。

### （所掌事務）

第2条 検討委員会は、議長からの協議依頼に基づき、議会改革に関する諸事項について、協議又は調整を行う。

### （組織等）

第3条 検討委員会は、委員長1人、副委員長1人及び委員4人をもって組織する。

2 委員長は議長会派から、副委員長は副議長会派からそれぞれ選出し、委員は各会派から1人ずつ選出する。

3 会派は、委員長、副委員長及び委員を選出又は変更しようとするときは、議長に届け出るものとする。

4 委員長、副委員長及び委員の任期は、検討委員会の設置期間とする。ただし、補欠委員（委員長及び副委員長を含む。）の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員長は、検討委員会を総理し、検討委員会を代表する。

6 委員に事故等があるときは、当該委員の属する会派は、代理の議員を出席させることができる。この場合において、代理者の出席は、次条第2項に規定する委員の出席とみなす。

### （運営等）

第4条 検討委員会は、委員長が招集し、その議事を主宰する。

2 検討委員会は、原則として、委員全員が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

4 委員長は、必要に応じて、検討委員会の了承を得て、関係者の出席を求め、その説明を受け、又は意見を聴くことができる。

5 検討委員会の進行及び取りまとめについては、原則全会一致による。ただし、意見の一致に至らない協議項目については、委員の意見をもって取りまとめに代える。

6 検討委員会は、原則公開とし、一般傍聴及び記者傍聴の取扱いは、常任委員会の例による。

7 検討委員会における議員傍聴については、これを認める。

(結果等の報告)

第5条 委員長は、協議の経過及び結果について、議長に報告する。

(記録)

第6条 委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名又は押印しなければならない。

2 前項の記録は、議長が保管する。

3 記録の作成方法は、常任委員会の例による。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、議会局において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に必要な事項は、委員長が検討委員会に諮って決定する。

附 則

この要綱は、平成 年 月 日から施行する。